

令和7年3月11日  
観 光 庁

## 旅行業者に対する聴聞を行います

旅行業者に対し行政処分を科すに当たって、旅行業法第65条第1項の規定に基づき、下記のとおり聴聞を行います。

### 1. 対象となる旅行業者と予定される不利益処分の内容及び原因となる事実

別添の一覧表を参照（事業者毎に付した[1]～[2]の番号は、下記2.(1)と連動しています。）

なお、別添につきましては、行政処分を実施した5年後に、観光庁のウェブサイト上から削除します。

### 2. 聴聞の期日及び場所

#### (1) 日時

令和7年3月17日（月） [1]10:00、[2]10:30～

#### (2) 場所

東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 中央合同庁舎2号館15階 観光庁A会議室

#### < 注意事項 >

聴聞は公開いたしますので、傍聴を希望される場合は、下記【お問い合わせ先】メールアドレスに必要事項（氏名、所属、連絡先）をご記入のうえ、3月14日（金）17:00までに、お申し込み下さい。

会議室の収容人員を超える場合は、申込み先着順とさせていただきます。

聴聞の撮影は、冒頭のみ（聴聞開始前まで）とさせていただきますので、聴聞時の撮影及び録音はご遠慮願います。

撮影を希望される方は、聴聞の開始10分前までに会議室前にお集まり下さい。

#### 【お問い合わせ先】

観光庁観光産業課 貴田、大崎

代表：03-5253-8111（内線27322、27328）

直通：03-5253-8329

メールアドレス：hqt-ryokogyo-chomon gxb.mlit.go.jp

注：メール送信の際は「」記号を「@」記号に置き換えてください。

旅行業者に対する処分の一覧表

別添

No	旅行業者の概要				不利益処分の内容	根拠となる法令	不利益処分の原因となる事実
	登録番号	旅行業者名	代表者	本社住所			
[1]	観光庁 長官登録 第545号	(株)西日本新聞旅行	才木 剛	福岡県福岡市中央区天神1丁目4番1号 西日本新聞会館14階	9日間の業務停止(本社営業部)	旅行業法第19条第1項	令和6年4月21日から同月23日に実施した貸切バスを利用した旅行において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
[2]	観光庁 長官登録 第2053号	近畿日本ツーリスト(株)	瓜生 修一	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	9日間の業務停止(岐阜支店)	旅行業法第19条第1項	令和6年5月30日に実施した貸切バスを利用した旅行において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。